

定款

Deutsch-Japanische Weinwirtschaftsinitiative e. V.

第1条 名称、所在地および事業年度

- 1.1 本会は「Deutsch-Japanische Weinwirtschaftsinitiative」と称し、団体登記簿への登記を予定します。登記後は、名称に「e. V.」を付します。
- 1.2 本会の所在地はベルリンとします。
- 1.3 事業年度は暦年とします。

第2条 本会の目的

- 2.1 本会は、国際的な経済・文化交流の促進ならびにドイツおよびオーストリアの中小ワイン生産事業者による持続的な日本市場への参入支援を目的とします。
- 2.2 定款に定める目的は、特に以下の活動を通じて実現します。
 - a) 情報提供、研修および市場開拓に関する施策の企画・実施、
 - b) 教育およびネットワーク形成を目的とする、専門的なプレゼンテーション、試飲および交流形式の企画・運営、
 - c) 日本市場の法的、物流的、経済的および文化的な条件に関する知識の提供、
 - d) 公的機関、商工会議所等、団体および国際的な協力先との連携。
- 2.3 本会は非営利で活動し、自己の経済的利益を追求しません。

第3条 公益性

- 3.1 本会は、ドイツ租税通則法（Abgabenordnung）にいう公益目的を、専らかつ直接に追求します。
- 3.2 本会の資金は、定款に定める目的のためにのみ使用できます。
- 3.3 会員は、本会の資金から給付を受けません。

第4条 活動および第三者への委託

- 4.1 本会は、定款に定める目的を遂行するため、外部のサービス提供事業者へ委託することができます。
- 4.2 委託は、市場水準の条件による書面の契約に基づいて行います。
- 4.3 本会自体は営利事業を行わず、有料のサービスを提供しません。

第5条 会員資格

- 5.1 本会の目的を支持する自然人および法人は、会員となることができます。
- 5.2 入会は申請に基づき、理事会が決定します。
- 5.3 退会は、事業年度末の3か月前までに、書面により申し出なければなりません。

第 5a 条 会員資格の停止および除名

- 5a.1 会員が督促にもかかわらず 6 か月を超えて会費を滞納した場合、または本会に重大な損害を与えた場合、理事会は当該会員の権利を停止することができます。
- 5a.2 停止期間中は、議決権および参加権はありません。
- 5a.3 本会の利益に対する重大な違反がある場合、除名することができます。
- 5a.4 決定に先立ち、当該会員に意見を述べる機会を与えなければなりません。

第 6 条 会費

- 6.1 本会は会費を徴収します。
- 6.2 自然人については、会費免除の会員資格を設けることができます。
- 6.3 詳細は会費規程で定めます。

第 7 条 本会の機関

本会の機関は、理事会および会員総会とします。

第 8 条 理事会

- 8.1 ドイツ民法（BGB）第 26 条にいう理事会は、3 名で構成します。
- 8.2 本会は、理事 2 名が共同で代表します。
- 8.3 任期は 2 年とします。

第 8a 条 利益相反

- 8a.1 存在する利益相反は、開示しなければなりません。
- 8a.2 当該利益相反に関係する会員は、決議に参加できません。

第 9 条 会員総会

- 9.1 通常会員総会は、少なくとも毎年 1 回開催します。
- 9.2 招集通知は、少なくとも 2 週間前までにテキスト形式で行います。

第 10 条 決議および議事録

- 10.1 決議は単純過半数で行います。
- 10.2 各会員総会について議事録を作成しなければなりません。
- 10.3 議事録には、議長および議事録作成者が署名しなければなりません。

第 11 条 責任

債務については、本会の財産のみが責任を負います。

第 12 条 解散

解散時の財産は、税制上の優遇を受ける法人に帰属します。

第 13 条 設立

本定款は 2026 年 2 月 15 日に制定され、少なくとも 7 名の会員により署名されました。